

日本文理大学医療専門学校後援会会則

平成30年4月1日制定

(名称)

第1条 本会は、日本文理大学医療専門学校後援会(以下「後援会」という。)と称し、事務局を日本文理大学医療専門学校(以下「本校」という。)に置く。

(目的)

第2条 本会は、学生の福利厚生の実充等に努め、本校の発展と会員相互の連絡・親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)本校と会員相互の連携を図るために必要な事業
- (2)学生のための教育研究活動及び課外活動に関する事業
- (3)学生のための福利厚生に関する事業
- (4)その他本会の目的達成に必要と認められる事業

(会員)

第4条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1)正会員 本校在学生の保護者
- (2)賛助会員 本会の趣旨に賛同し、会長ならびに校長の推薦を受け、理事会が承認した者

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1)会長 1名
- (2)副会長 若干名(うち1名は本校校長とする。)
- (3)理事 若干名
- (4)監事 2名

(役員を選出)

第6条 役員は、総会において、会員の中から選出する。

(任期)

第7条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、任期満了においても、新たに役員が就任されるまでの間は、前任者が引き続きその任務を行う。

(任務)

第8条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その任務を代行する。
- (3) 理事は、本会を運営する。
- (4) 監事は、本会の会計を監査する。

(顧問)

第9条 本会に顧問をおくことができる。

- 2 顧問は、会長が理事会に諮って指名する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応え、かつ本会の運営に関し意見を述べる。

(会議)

第10条 本会の会議は、定時総会、臨時総会、及び理事会とし、会長が招集し、その議長となる。

- 2 総会は、次の代表委員をもって組織する。
 - (1) 会長
 - (2) 副会長
 - (3) 理事
 - (4) 監事
 - (5) 事務局長
- 3 定時総会は、毎年1回4月に開催し、次の事項を議決する。
 - (1) 役員の選任
 - (2) 会則の改廃
 - (3) 事業計画及び予算
 - (4) 事業報告及び決算
 - (5) その他必要と認められる事項
- 4 臨時総会は、会長が必要と認めた場合に、理事会の審議を経て招集するものとする。
- 5 総会に欠席する会員の議決権は、会長又は他の会員に委任できる。
- 6 総会の議決は、出席会員(委任状を含む。)の過半数によるものとする。ただし、可否同数の場合は、議長が決するものとする。

(理事会)

第11条 理事会は、会長が必要と認めたときに開催し、構成員の過半数の出席をもって成立する。なお、出席は委任状によるものを含むものとする。

(経費)

第12条 本会の経費は、会費、寄付金、その他収入をもって充てる。

- 2 正会員は、学生1名につき、年会費 10,000 円とする。
- 3 正会員の会費は、前期授業料と同時に納入するものとする。
- 4 賛助会員の会費は徴収しない。
- 5 既納の会費は、理由の如何にかかわらず返還しない。

(事務局)

第13条 事務局は、本校事務室が所管し、事務局長には、本校事務長をもって充てる。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 本会の運営に要する経費は、正会員の経費、賛助会員の寄付金及びその他の収入をもって支弁するものとする。
- 3 本会の予算は、毎会計年度開始前、会長が校長と協議して編成し、総会の承認を受けるものとする。
- 4 本会の決算は、会計年度終了後、監事の意見をつけて、総会の承認を受けるものとする。
- 5 前年度の余剰金は、次年度に繰り越す。
- 6 旅費の支出に関しては、学校法人文理学園旅費規程に準ずる。ただし、日当は出張地に関わらず、1日につき 3,000 円とし、車賃は自家用車利用の場合は、次のとおりとする。

出張者	車賃
出張地と同一都道府県内在住	一律 2,000 円
出張地と同一都道府県外在住	15 円/1 kmの定額により算定 (1 km未満切り捨て)

(雑則)

第15条 本会の業務執行上必要な細則は、理事会の承認を経て、会長がこれを定めることができる。

附則

この会則は、平成30年4月1日から施行する。